

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

平成25年度まで実施された「農業者戸別所得補償制度」は、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、国が標準的な生産に要する費用と販売価格との差額を全国一律単価として交付する制度で、米については生産数量目標に従って生産した販売農業者等を対象に10アール当たり15,000円が交付され、経営継続を支援してきました。

しかし、その制度は平成26年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については10アール当たり7,500円の交付金へと引き下げられました。さらには、平成30年産米からはこの交付金も廃止されようとしています。

米価はいまだ低迷が続いています。こうした状況において、農業者が所得の安定により継続的・持続的な営農を維持するためには、当面の間は農産物の生産費を補てんする「農業者戸別所得補償制度」の復活が必要であると考えます。

よって、国及び政府関係機関に対し、農業者戸別所得補償制度を復活させることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年12月15日

岩手県北上市議会

（提出先）

内閣総理大臣

農林水産大臣